

第35回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月23日（火）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
 - (3) 議案第2号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
 - (4) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について
 - (5) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第5号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (7) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第7号 非農地証明願について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至
10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子	12番 森 隆道
13番 荒井 一夫	14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一
- 6 欠席委員 16番 相馬 和恵 17番 木村 光一
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 農業委員会事務局長 伊 藤 甲 文
 - (2) 農地振興係長 生田目 友理子
 - (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
 - (4) 農地調整係主査 菊 池 康 弘
 - (5) 農政課農政係
課長補佐兼係長 大久保 泰 志
 - (6) 農政課農政係主事 宮 澤 拓 巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は15名であり、定足数を満たしております。ただいまから第35回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番秋本委員、4番瀧田委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（菊地 康弘） <資料訂正箇所等の説明>

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明4ページ 別冊資料説明2ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明 5～13ページ>

利用権設定等促進事業 12件

農地中間管理機構特例事業 2件

農地中間管理機構特例事業
(集積計画一括方式) 2件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。ここで議事参与について発表いたします。議案第1号中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。はじめに、資料5ページ、農地中間管理機構特例事業、申請番号5-2について14番越沼委員が議事参与に該当いたします。つきましては越沼委員は退室願います。

<越沼委員 退室>

議長（荒井 一夫） これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
申請番号5-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については原案のとおり決定することといたします。
審議終了により14番越沼委員の入室を認めます。
<越沼委員 入室>
- 議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の未審議案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。
<挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
議案第1号の未審議案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
議案第1号については原案のとおり決定することといたします。
次に議案第2号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。
- 事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料別冊に基づいて説明 6~12 ページ>
農用地区域からの除外 計2件 4,356.32㎡
- 議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。
- 現地調査担当委員(笹沼 保治) 農用地区域からの除外の件につきまして、事務局とともに現地調査を行った結果、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。特に、問題はないものと思われれます。以上、ご報告いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<佐藤 孝委員挙手>
- 議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。
- 佐藤 孝委員 5番佐藤です。申請番号2番、農用地区域から建売で住宅地を分譲すると周辺の農地に多大な影響を与えると共に更に住宅の開発が進むと予想されます。事務局の見解をお聞かせください。
- 事務局 (大久保 泰志) 今回の除外案件は、既に除外されているところと連坦したところが除外の対象となります。懸念される今後についてですが除外する際には、連坦性があり農業振興に支障がないことを判断したうえで、

農用地域除外の手続きを行いたいと思います。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございますか。

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明 14～19ページ>

認定農業者新規申請 13件

計画変更・再認定 20件

未更新等 5件

市認定農業者予定数 854件

広域認定農業者数 18件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。

ここで議事参与について発表いたします。議案第3号中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。資料17ページ、番号7番について、10番郡司委員が議事参与に該当いたします。つきましては郡司委員は退室願います。

議長（荒井 一夫） これより番号7番の質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

番号7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

番号7番については、原案のとおり承認することといたします。

審議終了により10番郡司委員の入室を認めます。

議長（荒井 一夫） 続きまして、議案第3号の未審議案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第3号の未審議案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号については原案のとおり承認することといたします。

<事務局挙手>

議長（荒井 一夫） 事務局どうぞ。

事務局（大久保 泰志） <総会資料説明 28～29ページ>

農業経営基盤強化促進基本構想の概要と見直しについて説明いたします。

農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえて、市町村が独自に策定するものであります。

令和4年度に法改正が行われ、令和5年4月1日から施行されております。6月には県において基本方針が見直されることから、市の基本構想の見直しとなります。

主な変更点は「農業経営・就農支援センターの位置づけ」と「地域計画」等の位置づけとなります。詳細については素案が完成しましたら、改めて説明いたします。

次にスケジュールについて、説明いたします。

6月に県の基本方針策定がなされ、その内容を踏まえて市の基本構想素案の作成となることから、7月の農業委員会総会において内容をお諮りし、9月に策定・公告といたします。

議長（荒井 一夫） ただいまの説明について、質問等はございますか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、進行いたします。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 30～31ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員（笹沼 保治） 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請6件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われま。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<森 隆道委員挙手>

森 隆道委員 申請番号17の[]栽培についてですが、県外においても栽培をしているところがありますが、大半が[]を栽培されております。本件は[]でしょうか。

事務局 (金山 和弘) 栽培されるのは[]の「[]」です。しかしながら、中には[]なるものもことから、種子の管理は徹底しております。

議長 (荒井 一夫) そのほかございますか。
<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり承認することといたします。
次に議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 32 ページ、別冊資料説明 13 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員 (笹沼 保治) 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について、5月19日、第2班で現地を調査いたしました結果を報告いたします。

本町1丁目地内、申請番号2については、[]駐車場を目的とした転用であり、既に駐車場として整備されております。現在の所有者は、相続により当該地を取得しており、駐車場として整備した経緯は不明であります。

[]にも詳細な書類は残っておらず、3市町村合併の頃に駐車場として整備されたとの憶測しかできず、始末書の添付もあり、周囲に農地はなく、許可の要件は満たしております。[]駐車場は1ヶ月程度の利用中止となっております。

堀之内地内、申請番号3については、一般住宅建築のため農地転用許可を得ずに転用したため、追認の許可を得るためのものです。

現地には古い納屋が建っており、既に農地としては利用されておられません。また周辺地域への影響がないものと思われま。所有者は公函を確認しておらず、当該地が農地との認識はなく今回の調査で初めて農地と理解し、反省の念は強く始末書も添付されており、追認することはやむを得ないと思われま。

湯津上地内、申請番号4については、1年前に違反転用が発覚し、一旦農地に戻してからデントコーンを作付けした経緯があります。周囲に与える影響は、ごく軽微と判断し許可することに問題はないと思われま。以上、報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの

で、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

続きまして議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 33・34 ページ、別冊資料説明 16～20 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員 (笹沼 保治) 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、現地を調査いたしました結果を報告いたします。

浅香2丁目地内、申請番号7については、周囲を住宅に囲まれた農地で適切に管理されておりました。隣接地に影響なく施行することなので許可することに問題ないと思われます。

下石上地内、申請番号8については、現地は牧草と思われるものが生えており、一定の管理がされておりました。周囲に農地はなく、周辺農地への影響は軽微と判断し、許可することに問題ないと思われます。

末広2丁目地内、申請番号9については、現地は野菜が作付されておりました。西側に農地が残りますが周辺への影響は少ないと思われることから許可することに問題ないと思われます。

堀之内地内、申請番号10については、現地は適正に管理されておりました。周囲は農地や住宅が混在しておりますが、周辺農地への影響が少ないと思われることから許可することに問題ないと思われます。

上石上地内、申請番号11については、現地は田植えが出来そうなほどに管理されておりました。周辺に農地が残りますが影響がないように施行することなので影響は少ないと思われますので、許可することに問題ないと思われます。

中田原地内、申請番号12については、現地は雑草が生い茂っておりました。周辺に農地は残りますが影響がないように施行することなので周辺への影響は少ないものと少ないものと思われます。許可することに問題な

いと思われます。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第6号について、申請番号11番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、11番以外の5件については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は申請番号11番について許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、11番以外の5件について原案のとおり許可することといたします。

次に議案第7号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料35ページ、別冊資料説明18・21ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員 (笹沼 保治) 議案第7号、非農地証明について、現地を調査した結果を報告いたします。

末広地内の申請番号6ですが、現地は住宅の敷地となっており、証明することに支障は無いと思われます。

狭原地内の申請番号7ですが、現地は納屋の他、農機具の一時保管などの住宅敷地となっておりました。証明することに支障は無いと思われます。

以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問

等ありましたらお願いします。

<事務局挙手>

議長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (金山 和弘) 令和5年3月総会における越沼委員の質問についてお答えします。お手元のA3ヨコの資料を御覧ください。

議案第4号、申請番号85、「農地法第5条の規定による許可申請について」既存の分譲地に隣接しており、一体開発とはならないのかとのご質問でした。

既存の分譲地については、平成31年4月に農地転用許可となっており開発面積が1000平米に満たなかったことから、開発事前協議の対象外となった経緯があります。この度の転用案件については、過去に分譲された時期から3年以上経過しているため、都市計画課は一体開発ではないと判断いたしました。

次に、議案第4号、申請番号91-95、太陽光発電設備設置案件ですが、2社が申請人となり、それぞれ互い違いに事業区域が配置、且つ、それぞれの区域がフェンスにより区分されていることから、都市計画課は一体開発ではないと判断いたしました。

説明は以上です。

議長 (荒井 一夫) ただいまの説明について、ご質問等がございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようです。その他ございますか。

<事務局挙手>

議長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (金山 和弘) 羽田地内、農地改良の経緯について報告いたします。

これまでの経緯を掻い摘んで説明いたします。令和4年12月26日、農地法第4条の許可申請、一時転用の許可期限が終了しております。

その後、令和5年3月13日、生活環境課から特定区域外における外部から搬入した土砂等の全量撤去の措置命令が出されており、履行期間は令和5年6月30日までとなっております。期限を設けております。

その後の経緯ですが、令和5年5月1日に地権者である■■■■■、事業主である■■■■■である■■■■■が大田原市役所に来庁しまして、事業計画変更申請書の提出をしましたが、今後の工期日程が全く記載されていないことから、申請が出されるも受理をせずに工程表の作成を依頼しました。

その後、令和5年5月17日、申請代理人からメールにて是正計画の工程表の提出がありました。記載内容については、6月30日までに全量撤去する旨の簡易な内容であり、詳細は記載されておらず、不明でありま

した。農業委員会事務局としては、5月19日に申請代理人に対し工程表の不明瞭な内容について①～⑤に記載されているような杭などを用いて特定区域を明確にする。②搬入された土砂の量、及び搬出されるべき土砂の量の明確化、③については、当初計画と異なる点とその理由、④土砂搬出先の確保の状況についての説明、⑤道路横断管の排水機能の確保の状況の説明を計画に記載し、事業計画変更申請書の再提出を依頼しました。

なお、生活環境課の措置命令期限が6月30日となっているため、申請代理人に対し、事業計画変更申請書を今月中（5月31日まで）に提出するよう依頼しております。

以上です。

議長（荒井 一夫） ただいま羽田地内の従来、問題になっている案件です。農地改良だったにもかかわらず、大量の土砂が搬入されています。

各月の現地調査班の委員や関係者の皆さんは、それぞれ現状を把握していると思います。私も事務局長及び事務局と毎月現地を確認しております。生活環境課から計画にない土量については地域外へ搬出するようにとの措置命令が出ておりますが、なかなか搬出先が決まらず、その後の計画変更においても詳細な工程が示されませんでした。

5月19日の催告により、今後のスケジュールや計画作成、及び工程についてしっかりと履行するようにと指導をしましたが、未だに動きがない状態です。今後も毎月現地を注視・確認した上で■■■■から申請者である■■■■へしっかりと繋いでいきたいと考えております。

皆さまからご意見、ご質問等ありますでしょうか。

議長（荒井 一夫）皆さまから特にないようなので、以上で第35回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時44分 閉会